

# 今日の一問 (やまだ塾)

(2008年5月21日掲載)

No.23	生活保護制度における生活扶助基準額および保護の実施機関と費用負担を示せ。		
解答	①2007年度の生活扶助基準額(例)		
	区分	東京都区部等(1級地-1)	地方郡部等(3級地-2)
	3人世帯(33歳, 29歳, 4歳)	167,170円	130,680円
	単身世帯(68歳)	80,820円	62,640円
	夫婦世帯(68歳, 65歳)	121,940円	94,500円
	母子世帯(30歳, 4歳, 2歳)	174,540円	140,090円
	②保護の実施機関と費用負担		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護の実施機関は、都道府県知事、市長および福祉事務所を管理する町村長であり、福祉事務所長はその権限を委任されている。(町村には福祉事務所の設置義務はなく任意設置である)</li> <li>・保護費の費用負担は、国 3/4、地方自治体 1/4 である。</li> </ul>		

(注)「問題 16 2008 年度の年金額を示せ。」、「問題 22 生活保護制度における生活扶助基準算定方式の変遷を述べよ。」、「問題 58 「生活保護制度」の概要を述べよ。」、「問題 73 生活保護と公的年金の違いについて述べよ。」、「問題 97 生活保護制度における医療扶助について述べよ。」を参照のこと。を参照のこと。